

規定の改正について

以下の規定につきまして、2026 年 9 月 1 日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 （省略） 第 3 条（申込方法等） お客様は、当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 し、これを当会に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当会が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 第 2 項～第 4 項 （省略） 第 4 条～第 14 条 （省略）	第 1 条～第 2 条 （同左） 第 3 条（申込方法等） お客様は、当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 し、これを当会に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当会が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 第 2 項～第 4 項 （同左） 第 4 条～第 14 条 （同左）

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第 1 条 （省略） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、 記名押印 し、当会に提出するものとします。 第 2 項～第 10 項 （省略） 第 2 条の 2～第 18 条 （省略）	第 1 条 （同左） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、 署名押印 し、当会に提出するものとします。 第 2 項～第 10 項 （同左） 第 2 条の 2～第 18 条 （同左）

「JA の投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 （省略） 第 3 条（申込方法） お客様は当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 して当会に提出し、当会が承諾した場合に本サービスを利用できます。 第 2 項、第 3 項 （省略） 第 4 条～第 13 条 （省略）	第 1 条～第 2 条 （同左） 第 3 条（申込方法） お客様は当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 して当会に提出し、当会が承諾した場合に本サービスを利用できます。 第 2 項、第 3 項 （同左） 第 4 条～第 13 条 （同左）

JA バンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第1条～第3条 （省略） 第4条（本サービスの利用の申込み） お客様は、次のすべてを満たしている場合、当 会が定める方法により本サービスをお申込みいた だくことができます。 ① 日本国内に居住する個人であること。 ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以 上のお客様は、第2条第1号に定める投資信託 口座の開設<u>および同第2号に定める非課税口座 の開設</u>はご利用いただけません。 ③ JAサービスIDを保有していること。 ④ 当会において普通貯金口座を開設済である こと。 ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任 において本サービスをご利用いただけること。 第2項 （省略） 第5条～第29条 （省略）	第1条～第3条 （同左） 第4条（本サービスの利用の申込み） お客様は、次のすべてを満たしている場合、当 会が定める方法により本サービスをお申込みいた だくことができます。 ① 日本国内に居住する個人であること。 ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以 上のお客様は、第2条第1号に定める投資信託 口座の開設 <u>（追加）</u> はご利用いただけませ ん。 ③ JAサービスIDを保有していること。 ④ 当会において普通貯金口座を開設済である こと。 ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任 において本サービスをご利用いただけること。 第2項 （同左） 第5条～第29条 （同左）

※JA バンク投信ネットサービス開始当初から、満75歳以上のお客様は本サービスによる投資信託口座の開設のお申込みは非課税口座の開設を含めてご利用いただけませんが、本規定において異なる記載となっておりましたため改正いたします。誤りがりましたこと、深くお詫び申し上げます。

以 上